

農薬等	食品
タイロシン	その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）

	る。)、魚介類(その他の魚類に限る。)、魚介類(貝類に限る。)、魚介類(甲殻類に限る。)及びその他の魚介類
ビフェナゼート	牛の脂肪、豚の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪
ピラクロストロビン	すもも

第3 運用上の注意

- 1 今回基準値を設定するアザペロンとは、アザペロン及びアザペロールの和をいうこと。
- 2 今回基準値を設定するアラクロールとは、畜産物にあつてはアラクロール及び加水分解により 2,6-ジエチルアニリン又は 2-エチル-6-(1-ヒドロキシエチル)アニリンへ変換される代謝物をアラクロールに換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはアラクロールのみをいうこと。
- 3 今回基準値を設定するタイロシンとは、タイロシン A をいうこと。
- 4 これまでビフェナゼートとは、農産物及び畜産物(脂肪に限る。)においては、ビフェナゼート及びイソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート(以下、「代謝物 B」という。)をビフェナゼート含量に換算したものの和をいい、畜産物(脂肪を除く。)においては、ビフェナゼート、代謝物 B、4-ヒドロキシビフェニル及び 4-ヒドロキシビフェニルサルフェートの和をビフェナゼート含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するビフェナゼートとは、ビフェナゼート及び代謝物 B をビフェナゼート含量に換算したものの和をいうこと。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農薬アラクロール、農薬シエノピラフェン、農薬ピラクロストロビン、農薬ピリダリル及び農薬フルベンジアミドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、動物用医薬品アザペロン試験法については、後日通知することとしていること。

別紙

アザペロン(鎮静剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.06	0.06
豚の脂肪	○ 0.06	0.06
豚の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.1	0.01

アラクロール(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類	○ 0.02	0.02
そら豆	○ 0.1	0.1
らっかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.01	0.01
かんしょ	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.01	0.01
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.01	0.01
かぶ類の根	○ 0.01	0.01
かぶ類の葉	○ 0.01	0.01
はくさい	○ 0.01	0.01
キャベツ	○ 0.01	0.01
芽キャベツ	○ 0.01	0.01
こまつな	○ 0.01	0.01
ブロッコリー	○ 0.02	
その他のあぶらな科野菜	○ 0.01	0.01
ほうれんそう	○ 0.01	0.01
えだまめ	○ 0.02	
日本なし	○ 0.01	0.01
西洋なし	○ 0.01	0.01
いちご	○ 0.01	0.01
ぶどう	○ 0.01	0.01
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.02

アラクロール(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家さんの筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家さんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家さんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家さんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家さんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家さんの卵	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 0.06	0.06
ミネラルウォーター類	○ 0.02	0.02

シエノピラフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきく科野菜	○ 10	10
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.7	0.7
その他のなす科野菜	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
その他の野菜	○ 0.7	
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 2	2

シエノピラフェン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.7	0.7
その他の果実	○ 2	2
茶	○ 60	60
その他のスパイス	○ 15	15
その他のハーブ	○ 30	30

タイロシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.05
豚の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.05
豚の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.1	0.05

タイロシン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家さんの筋肉	●	0.2
鶏の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の家さんの脂肪	●	0.2
鶏の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の家さんの肝臓	●	0.2
鶏の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の家さんの腎臓	●	0.2
鶏の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の家さんの食用部分	●	0.2
鶏の卵	○ 0.3	0.2
その他の家さんの卵	●	0.2
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.1
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	0.1
魚介類(貝類に限る。)	●	0.1
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.1
その他の魚介類	●	0.1

チフルザミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
その他の野菜	○ 1	
魚介類	○ 2	

ビフェナゼート(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.3	
小豆類	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類	○ 0.3	
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
トマト	○ 1	1

ビフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 3	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.8	0.75
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.7	0.7
しろうり	○ 0.8	0.75
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.8	0.75
その他のうり科野菜	○ 0.5	
オクラ	○ 2	2
未成熟えんどう	○ 7	
未成熟いんげん	○ 7	
えだまめ	○ 7	
その他の野菜	○ 7	
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.7
レモン	○ 0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.7
グレープフルーツ	○ 0.7	0.7
ライム	○ 0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.7
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	1
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 5	5
ラズベリー	○ 7	
ブラックベリー	○ 7	
その他のベリー類果実	○ 7	
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 1	1
マンゴー	○ 0.2	0.2
その他の果実	○ 2	2
綿実	○ 1	1
ぎんなん	○ 0.2	

ビフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くり	○ 0.2	0.2
ペカン	○ 0.2	0.2
アーモンド	○ 0.2	0.2
くるみ	○ 0.2	0.2
その他のナッツ類	○ 0.2	0.2
茶	○ 2	2
ホップ	○ 20	15
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 40	25
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	● 0.05	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	0.1
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家さんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01
干しぶどう	○ 10	2

ピラクロストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 1	0.5
ライ麦	○ 0.2	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 1	0.5
大豆	○ 0.2	0.05
小豆類	○ 0.5	0.5
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らっかせい	○ 0.05	0.05
その他の豆類	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.04	0.04
かんしょ	○ 0.04	0.04
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.04	0.04
その他のいも類	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.2	0.2
さとうきび	○ 0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 20	20
かぶ類の根	○ 0.4	0.4
かぶ類の葉	○ 16	16
西洋わさび	○ 0.4	0.4
クレソン	○ 29	29
はくさい	○ 3	3
キャベツ	○ 0.2	0.2
芽キャベツ	○ 0.3	0.3
ケール	○ 1	1
きょうな	○ 16	16
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 5	0.1
ブロッコリー	○ 5	0.1
その他のあぶらな科野菜	○ 16	16
ごぼう	○ 0.4	0.4
サルシフィー	○ 0.4	0.4
アーティチョーク	○ 2	
チコリ	○ 29	29
エンダイブ	○ 29	29
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	2
その他のきく科野菜	○ 29	29
たまねぎ	○ 2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
にんにく	○ 0.2	0.05
その他のゆり科野菜	○ 2	0.9

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	○ 0.5	0.5
パースニップ	○ 0.4	0.4
パセリ	○ 29	29
セロリ	○ 29	29
その他のせり科野菜	○ 29	29
トマト	○ 0.5	0.3
ピーマン	○ 1	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 3	1.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜	○ 0.5	0.5
しょうが	○ 0.04	0.04
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜	○ 16	16
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 2	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	1
グレープフルーツ	○ 2	1
ライム	○ 2	1
その他のかんきつ類果実	○ 2	1
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 2	1.5
西洋なし	○ 2	1.5
マルメロ	○ 2	1.5
びわ	○ 2	1.5
もも	○ 0.02	0.02
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	● 0.8	1
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	2
いちご	○ 2	0.5
ラズベリー	○ 3	2
ブラックベリー	○ 3	1.3
ブルーベリー	○ 4	1
ハックルベリー	○ 4	1.3

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のベリー類果実	○ 1	1.3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.7	0.7
バナナ	○ 0.02	0.02
パパイア	○ 0.2	0.05
マンゴー	○ 0.05	0.05
その他の果実	○ 0.02	
ひまわりの種子	○ 0.5	0.3
ごまの種子	○ 0.5	
べにばなの種子	○ 0.5	
綿実	○ 0.4	
なたね	○ 0.5	
その他のオイルシード	○ 0.5	
ぎんなん	○ 0.02	
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 1	1
茶	○ 5	
コーヒー豆	○ 0.3	0.3
ホップ	○ 15	15
その他のスパイス	○ 29	29
その他のハーブ	○ 29	29
牛の筋肉	○ 0.5	0.5
豚の筋肉	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.5
牛の脂肪	○ 0.5	0.5
豚の脂肪	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	0.5
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家さんの筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家さんの脂肪	○ 0.05	0.05

ピラクロストロビン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家さんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家さんの卵	○ 0.05	0.05
干しぶどう	○ 5	5

ピリダリル(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 15	
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.2	0.2
ケール	○ 15	
こまつな	○ 15	
きょうな	○ 25	
チンゲンサイ	○ 15	15
カリフラワー	○ 0.3	
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 15	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜	○ 5	5
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 5	5
アスパラガス	○ 3	3
にんじん	○ 0.3	
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜	○ 5	5

ピリダリル(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.05	0.05
オクラ	○ 3	
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 5	5
いちご	○ 5	5
その他のハーブ	○ 30	30
魚介類	○ 0.2	0.2

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	0.02
そば	○ 10	
大豆	○ 1	0.3
小豆類	○ 1	
えんどう	○ 1	
そら豆	○ 1	
その他の豆類	○ 1	
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 10	10
かぶ類の根	○ 0.3	
かぶ類の葉	○ 25	
西洋わさび	○ 0.3	
はくさい	○ 5	5
キャベツ	○ 4	3
芽キャベツ	○ 4	
ケール	○ 25	
こまつな	○ 25	
きょうな	○ 20	
チンゲンサイ	○ 5	
カリフラワー	○ 4	0.6
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 25	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 15	15

フルベンジアミド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 1	1
にんじん	○ 0.3	
セロリ	○ 5	5
トマト	○ 2	1
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜	○ 5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.02
その他のうり科野菜	○ 2	
オクラ	○ 2	
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 3	
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 5	
みかん	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 3	
レモン	○ 3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.8	
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 2	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.7	0.3
キウイ	○ 0.05	
その他の果実	○ 0.1	
綿実	○ 2	0.9
ぎんなん	○ 0.1	
くり	○ 0.1	0.06

フルベンジアミド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ペカン	○ 0.1	0.06
アーモンド	○ 0.1	0.06
くるみ	○ 0.1	0.06
その他のナッツ類	○ 0.1	
茶	○ 50	40
その他のスパイス	○ 10	
その他のハーブ	○ 25	5
牛の筋肉	○ 1	
豚の筋肉	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 1	
牛の脂肪	○ 2	
豚の脂肪	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	
牛の肝臓	○ 1	
豚の肝臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	
牛の腎臓	○ 1	
豚の腎臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	
牛の食用部分	○ 1	
豚の食用部分	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	
乳	○ 0.1	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 7	

メトキシフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.5	0.5
小豆類	○ 5	5
えんどう	○ 5	
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.03	0.03
その他の豆類	○ 5	0.5
かんしょ	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.4	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の葉	○ 30	30

メキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
クレソン	○ 30	30
はくさい	○ 7	7
キャベツ	○ 7	7
芽キャベツ	○ 7	7
ケール	○ 30	30
こまつな	○ 30	30
きょうな	○ 30	30
チンゲンサイ	○ 30	30
カリフラワー	○ 7	7
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 30	30
アーティチョーク	○ 3	3
チコリ	○ 30	30
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 30	30
その他のきく科野菜	○ 30	30
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
にんじん	○ 0.5	0.5
パセリ	○ 30	30
セロリ	○ 15	15
その他のせり科野菜	○ 30	30
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜	○ 0.3	0.3
ほうれんそう	○ 30	30
オクラ	○ 2	2
未成熟えんどう	○ 2	0.3
未成熟いんげん	○ 2	2
その他の野菜	○ 30	30
なつみかんの果実全体	○ 2	0.7
レモン	○ 3	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	0.7
グレープフルーツ	○ 3	0.7
ライム	○ 3	0.7
その他のかんきつ類果実	○ 3	0.7

メトキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 2	2
びわ	○ 2	2
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 4	4
クランベリー	○ 0.7	0.7
ハックルベリー	○ 4	4
ぶどう	○ 1	1
キウイ	○ 0.5	0.5
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 0.7	0.7
その他の果実	○ 0.1	0.1
綿実	○ 7	7
ぎんなん	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類	○ 0.1	0.1
茶	○ 20	20
その他のスパイス	○ 30	30
その他のハーブ	○ 30	30
牛の筋肉	○ 0.2	0.1
豚の筋肉	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.1
牛の脂肪	○ 0.3	0.2
豚の脂肪	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.3	0.2
牛の肝臓	○ 0.2	0.1
豚の肝臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.1
牛の腎臓	○ 0.2	0.1
豚の腎臓	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.1
牛の食用部分	○ 0.2	0.1
豚の食用部分	○ 0.2	0.1

メトキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家さんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家さんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01
すもも(乾燥させたもの)	○ 2	2
干しぶどう	○ 3	3
落花生油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.1	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 20	20

脚注

※ ○:平成26年3月10日施行

●:平成26年9月10日施行

- ・ 残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、タイロシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に規定する、抗生物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこととなる。
- ・ 今回基準値を設定するアザペロンとは、アザペロン及びアザペロールの和をいうこと。
- ・ 今回基準値を設定するアラクロールとは、畜産物にあってはアラクロール及び加水分解により2,6-ジエチルアニリン又は2-エチル-6-(1-ヒドロキシエチル)アニリンへ変換される代謝物をアラクロールに換算したものの和をいい、その他の食品にあってはアラクロールのみをいうこと。
- ・ 今回基準値を設定するタイロシンとは、タイロシンAをいうこと。
- ・ これまでビフェナゼートとは、農産物及び畜産物(脂肪に限る。)においては、ビフェナゼート及びイソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート(以下、「代謝物B」という。)をビフェナゼート含量に換算したものの和をいい、畜産物(脂肪を除く。)においては、ビフェナゼート、代謝物B、4-ヒドロキシビフェニル及び4-ヒドロキシビフェニルサルフェートの和をビフェナゼート含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するビフェナゼートとは、ビフェナゼート及び代謝物Bをビフェナゼート含量に換算したものの和をいうこと。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。